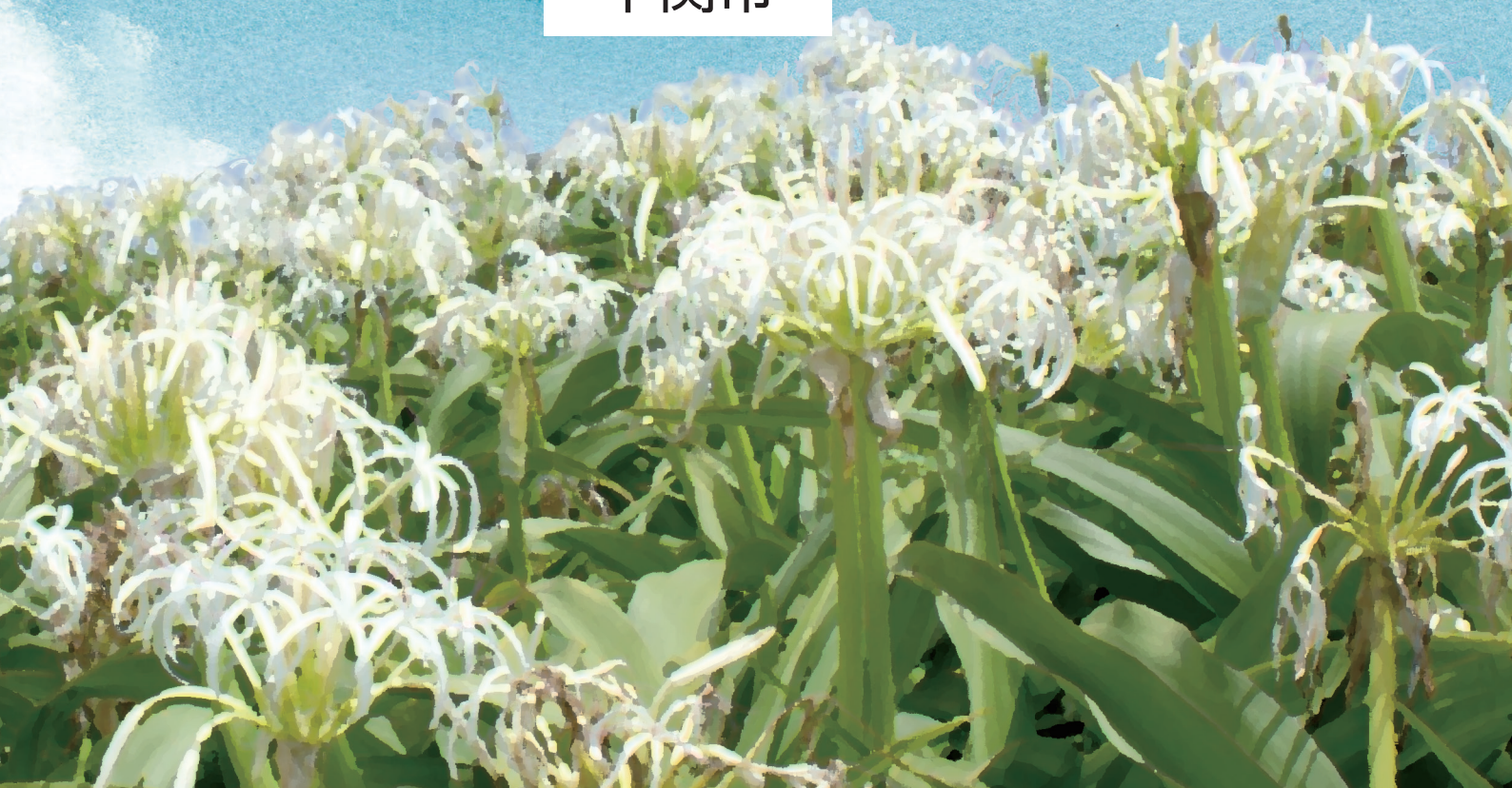


ご遺族の方へ

おくやみ手続きガイドブック

下関市



## ご遺族の方へ

チェックリスト

この度は、謹んでお悔み申し上げます。

この「おくやみ手続きガイドブック」は、故人様に関する市役所での手続きと、市役所以外での主な手続きをご案内しております。

今後、皆様がお手続きを進める中で、このガイドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

各種手続き

### 死亡届出の案内

ご遺族の皆様に、はじめに行っていただくのは「死亡届の提出」です。

死亡届につきましては、葬儀社がご遺族に代わって提出をされる場合が多く、葬儀が終わっていただければ死亡届の提出は完了しています。

市役所外の主な手続き

### 戸籍記載までの日数

下関市に提出された死亡届の内容は、記載する戸籍の本籍地が下関市の場合、原則届出から窓口開庁日を数えて7日後を目途に戸籍の記載を行っておりますが、10日以上お日にちがかかる場合もあります。

死亡届を下関市以外で提出された場合は、受付した市区町村から送付を受けた後、戸籍の記載を行いますので、さらにお日にちがかかります。

また、大型連休や年末年始などの繁忙期はさらに時間を要する場合がありますのでご了承ください。

相続について

## 来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

### ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表および喪主）
- 預貯金通帳（※相続人代表および喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

### 亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳、年金証書）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
- 国民健康保険加入者全員の被保険者証  
（世帯主が亡くなられて、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合）
- 亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
- 葬祭の領収書、会葬礼状など  
（健康保険加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます）
- 介護保険被保険者証
- 福祉医療費受給者証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

### 本人確認書類について

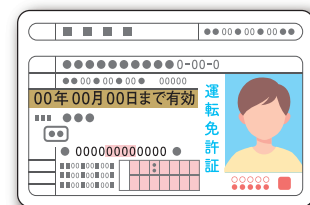
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



## 身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○葬儀・法要の連絡・調整</li> <li>○通夜・葬儀・告別式</li> <li>○初七日</li> <li>○四十九日</li> <li>○納骨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡届などの手続き</li> <li>○健康保険の手続き</li> <li>○年金関係の手続き</li> <li>○公共料金などの手続き (38 ページ参照)</li> <li>○遺言調査・遺言書の検認</li> <li>○相続人調査</li> <li>○相続財産調査</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> </ul>	
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得税の準確定申告</li> </ul>
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺産分割協議</li> <li>○払戻・解約・名義変更など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続税の申告</li> <li>○相続税の延納・物納の申請</li> </ul>
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一周忌</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺留分侵害額請求</li> </ul>	

下関市で必要な手続きについては 9 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

区分	手続きが必要な場合	☑	主な手続き	担当課	参照ページ
住民登録	印鑑登録をしている方	<input type="checkbox"/>	●印鑑登録証(カード)の返却	市民サービス課	P.9
	マイナンバーカードもしくは住民基本台帳カードをお持ちの方	<input type="checkbox"/>	●住民基本台帳カードの返却 ※マイナンバーカードは返却手続き不要		
年金	国民年金のみを受給している方	<input type="checkbox"/>	●未支給年金の請求	保険年金課	P.10
	国民年金に加入している方	<input type="checkbox"/>	●遺族基礎年金の請求/寡婦年金の請求/死亡一時金の請求		P.11
	厚生年金・共済年金を受給している方 または加入している方	<input type="checkbox"/>	—		P.12
健康保険	国民健康保険に加入している方(給付関係)	<input type="checkbox"/>	●葬祭費の申請 ●各種証の返却(お持ちの方)	保険年金課	P.13
	国民健康保険に加入している方(資格関係)	<input type="checkbox"/>	●国民健康保険証の返却		
	国民健康保険に加入している方(国民健康保険料の納付について)	<input type="checkbox"/>	●国民健康保険料の説明		P.14
	後期高齢者医療保険に加入している方	<input type="checkbox"/>	●後期高齢者医療保険証の返却 ●葬祭費の申請 ●後期高齢者医療保険料の説明		
介護保険	介護保険被保険者証などをお持ちの方	<input type="checkbox"/>	●介護保険被保険者証などの返却	介護保険課	P.15
	介護保険料を納めている方(65歳以上の方に限る)	<input type="checkbox"/>	●介護保険料の納付 送付先の変更		
	高額介護(予防)サービス費(未支給分)の申立の方	<input type="checkbox"/>	●高額介護(予防)サービス費(未支給分)の申立		P.16
	要介護認定の申請中の方	<input type="checkbox"/>	●認定の要・不要などの確認		

区分	手続きが必要な場合	☑	主な手続き	担当課	参照ページ	
こども	保育園に通われている方	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼変更届</li> <li>●子育てのための施設等利用給付認定変更申請書兼変更届</li> </ul>	幼児保育課	P.17	
	児童手当の支給対象児童または受給者の方	<input type="checkbox"/>	<p>〈児童手当対象の児童の方が亡くなった場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●受給事由消滅または減額改定</li> </ul> <p>〈児童手当を受給している方が亡くなった場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●新規認定請求、未支払請求</li> </ul>	こども家庭支援課	P.18	
	乳幼児医療費助成、子ども医療費助成を受給している方または受給している方の保護者の方	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資格喪失届</li> </ul>		P.19	
	ひとり親（父子・母子）家庭医療費助成を受給している方・受給している方の保護者の方	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資格喪失届</li> </ul>		P.20	
	児童扶養手当の支給対象児童または受給者の方	<input type="checkbox"/>	<p>〈児童扶養手当支給対象の児童の方が亡くなった場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●減額、資格喪失など</li> </ul> <p>〈児童扶養手当を受給している方が亡くなった場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●新規認定請求、未支払請求</li> </ul>		P.21	
	母子父子寡婦福祉資金貸付を受けている方	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●届出</li> </ul>		P.22	
障害	障害福祉サービス受給者証をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受給者証の返却</li> </ul>		障害者支援課	P.23
	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種手帳の返却</li> <li>●福祉医療費受給者証の返却（お持ちの方）</li> <li>●福祉タクシー券の返却（お持ちの方）</li> <li>●やまぐち障害者等専用駐車場利用証の返却（お持ちの方）</li> <li>●NHK放送受信料減免状況の確認（減免を受けている方）</li> </ul>			
	次のいずれかを受給している方 特別障害者手当、障害児福祉手当、（経過的）福祉手当、特別児童扶養手当	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資格喪失</li> <li>●未支払手当請求</li> </ul>	P.24		
	障害者扶養共済制度に加入している方	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年金受給者死亡届</li> </ul>			

# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

区分	該当者	☐	主な手続き	担当課	参照ページ
税金	市県民税を納めている方	☐	●法定相続人への納税通知書送付先の届出	市民税課	P.25
	市税を口座振替で納めていた方	☐	●今後の納税に関する手続き・納付について(口座振替の変更または廃止)	納税課	
	市税の納付が必要な方	☐	●市県民税、固定資産税、軽自動車税などの納付	資産税課	P.26
	固定資産税(都市計画税)を納めている方	☐	●固定資産現所有者申告書(兼納税義務代表者指定届)の提出	資産税課	
自動車・バイク	原動機付自転車・小型特殊自動車(農耕用含む)を所有している方	☐	●廃車手続き・名義変更	資産税課	P.27
市営住宅	市営住宅にお住まいの方	☐	●世帯員の変更(世帯員変更届) ●名義人死亡に伴う名義人の変更(市営住宅入居承継承認申請)	住宅政策課	P.28
空き家	空き家および空き家となる見込みの住宅などを所有している方	☐	●相続登記など、必要に応じた手続きの確認	住宅政策課	P.29
	家財整理をしたい方	☐	●ご親族の方で市の廃棄物処理施設に自ら搬入される場合は、事前に環境施設課(☎ 083-252-1943)までお問い合わせください。	環境施設課	
農地	農地を所有している方	☐	●農地法第3条の3第1項の規定による届出	農業委員会	P.30
	農業者年金について	☐	●農業者年金死亡関係届書の提出		
森林	森林を所有している方	☐	●森林法第10条の7の2第1項の規定による届出	農林水産整備課	P.31
水道	水道の使用名義人の方	☐	●給水中止届、名義変更、口座変更	上下水道局 お客さまサービス課	P.32
	下水道事業受益者負担金・分担金を納付中または徴収猶予中であつた方	☐	●下水道事業受益者異動届書の提出	上下水道局 お客さまサービス課 北部事務所	
墓地	市営墓地の使用者(名義人)の方	☐	●墓地承継申請	生活安全課	P.33
	改葬(お骨を別の場所へ移動すること)・墓じまいについて	☐	●改葬許可申請		P.34



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

# 1. 住民登録に関する手続き

## 印鑑登録をしている方

手続き詳細	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
故人が印鑑登録をしていた場合、印鑑登録証を返却してください。	市民生活課 市民国保係	○
	問い合わせ先	
	市民サービス課市民係 (本庁舎西棟1階Aエリア) ☎ 083-231-1190	
手続き・持参するもの	期 限	
<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証(カード)の返却 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証	すみやかに	

## マイナンバーカードもしくは住民基本台帳カードをお持ちの方

手続き詳細	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
故人が住民基本台帳カードをお持ちの場合は、カードを返却してください。 ※マイナンバーカードおよび通知カードは返却不要です。	市民生活課 市民国保係	○
	問い合わせ先	
	市民サービス課市民係 (本庁舎西棟1階Aエリア) ☎ 083-231-1190	
手続き・持参するもの	期 限	
<input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳カードの返却 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	すみやかに	

## 2. 年金に関する手続き

### 国民年金のみを受給している方

手続き詳細	手続きの可否	
	<p>故人が年金を受給しており、ご遺族が次に該当すると未支給年金の請求ができる場合があります。年金を受けていた方が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた</p> <p>(1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹 (7) その他 (1)~(6) 以外の3親等内の親族</p> <p>※ (1)~(7) の順に請求できます。</p>	各総合支所
市民生活課 市民国保係		○
問い合わせ先		
手続き・持参するもの	期 限	
<p>●未支給年金の請求</p> <p><input type="checkbox"/>故人の年金証書 <input type="checkbox"/>故人との続柄が明らかにできる戸籍謄本</p> <p><input type="checkbox"/>生計同一関係に関する申立書 (必要な場合があります。)</p> <p><input type="checkbox"/>請求者の預貯金通帳 <input type="checkbox"/>請求者の世帯全員の住民票</p> <p><input type="checkbox"/>故人の住民票の除票 <input type="checkbox"/>本人確認書類</p> <p>※マイナンバーを記入いただくと省略できるものがあります。</p>	すみやかに	

MEMO

## 2. 年金に関する手続き

### 国民年金に加入している方

故人とご遺族が次に該当する場合、年金や一時金が支給される可能性があります。

手続き詳細	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
<p><b>【遺族基礎年金】</b></p> <p>●故人について 国民年金の被保険者 老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方</p> <p>●ご遺族について 故人の子のある配偶者 故人の子 ※子とは、18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子</p> <p><b>【寡婦年金】</b></p> <p>●故人について 10年以上の保険料納付期間(免除期間を含む)があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合</p> <p>●ご遺族について 故人と10年以上婚姻関係にある妻</p> <p><b>【死亡一時金】</b></p> <p>●故人について 3年以上の保険料納付期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合</p> <p>●ご遺族について (1) 配偶者(2) 子(3) 父母(4) 孫(5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹※(1)~(6)の順に請求できます。</p>	<p>市民生活課 市民国保係</p> <p>○</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>保険年金課年金係 (本庁舎西棟1階B3番窓口) ☎ 083-231-1931</p>
<p>手続き・持参するもの</p> <p>●遺族基礎年金の請求 / 寡婦年金の請求 / 死亡一時金の請求</p> <p><input type="checkbox"/> 故人の年金手帳(証書)</p> <p><input type="checkbox"/> 故人との続柄が明らかにできる戸籍謄本</p> <p><input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書(必要な場合があります。)</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の預貯金通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票</p> <p><input type="checkbox"/> 故人の住民票の除票</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p>※マイナンバーを記入いただくと省略できるものがあります。</p>	<p>期 限</p> <p>すみやかに</p>	

## 厚生年金・共済年金を受給している方または加入している方

手続き詳細	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
年金の種別や受給（または加入）状況により手続きの種類やご準備いただく書類が異なります。 直接、年金事務所または各共済組合に手続きの方法を確認してください。	×	×
	問い合わせ先 下関年金事務所 ☎ 083-222-5587 （音声案内） 各共済組合	
期 限 すみやかに		

### 〈下関年金事務所〉



### 3. 健康保険に関する手続き

#### 国民健康保険に加入している方（給付関係）

手続き詳細	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	各総合支所	本庁の各支所
	市民生活課 市民国保係	○
問い合わせ先		
保険年金課給付係 (本庁舎西棟1階B4番窓口) ☎ 083-231-1668		
手続き・持参するもの	期 限	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●葬祭費の支給申請</li> <li><input type="checkbox"/> 葬祭執行者名義の通帳</li> <li><input type="checkbox"/> 葬祭執行者が確認できる書類（会葬礼状、葬祭領収書）</li> <li><input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類</li> <li>●各種証の返却（お持ちの方）</li> <li><input type="checkbox"/> 限度額適用認定証</li> <li><input type="checkbox"/> はりきゅう事業利用者証</li> <li><input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証</li> </ul>	すみやかに/（葬祭費申請） 葬儀を行った日の翌日から 2年以内	

#### 国民健康保険に加入している方（資格関係）

手続き詳細	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
被保険者が亡くなられたときは、国民健康保険証を返却してください。	各総合支所	本庁の各支所
	市民生活課 市民国保係	○
問い合わせ先		
保険年金課賦課係 (本庁舎西棟1階B6番窓口) ☎ 083-231-1930		
手続き・持参するもの	期 限	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険証の返却</li> <li><input type="checkbox"/> 国民健康保険証</li> </ul>	すみやかに	

## 国民健康保険に加入している方（国民健康保険料の納付について）

手続き詳細	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
国民健康保険料のご精算については、窓口にお尋ねください。 <b>【注意】</b> 口座振替をご利用の方は、本庁、総合支所にてご案内後、該当の金融機関にて口座振替の変更または停止の手続きが必要となります。	市民生活課 市民国保係	○
	<b>問い合わせ先</b> 保険年金課徴収係 (本庁舎西棟1階B5番窓口) ☎ 083-231-1689	
手続き・持参するもの	期 限	
●国民健康保険料の説明（精算）	すみやかに	

## 後期高齢者医療保険に加入している方

手続き詳細	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
後期高齢者医療保険料の説明(精算)は本庁(保険年金課)、総合支所(市民生活課市民国保係)にお尋ねください。 被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	市民生活課 市民国保係	○
	<b>問い合わせ先</b> 保険年金課 後期高齢者医療係 (本庁舎西棟1階B7番窓口) ☎ 083-231-1306	
手続き・持参するもの	期 限	
●後期高齢者医療保険証の返却 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険証 ●葬祭費の申請 <input type="checkbox"/> 葬祭執行者名義の通帳・会葬礼状などの葬祭執行者が確認できる書類 ●後期高齢者医療保険料の説明(精算)	すみやかに/ (葬祭費申請) 葬儀を行った日の翌日から 2年以内	

## 4. 介護保険に関する手続き

### 介護保険被保険者証などをお持ちの方

手続き詳細	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
介護保険被保険者証(桃色) や次の介護保険の各種証の交付を受けていた方が亡くなられた場合、介護保険被保険者証および各種証を返却してください。 ●介護保険負担割合証 (青色) ●介護保険負担限度額認定証 (黄色) ●社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(緑色) ※介護保険被保険者証などがご不明な場合は、受付窓口にお知らせください。	市民生活課 福祉係	○
	問い合わせ先	
	介護保険課賦課徴収係 (本庁舎西棟2階A6番窓口) ☎ 083-231-1138 介護保険課給付係 (本庁舎西棟2階A5番窓口) ☎ 083-231-1139	
手続き・持参するもの	期 限	
●介護保険被保険者証などの返却 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 ( 交付を受けていた場合 ) <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 ( 交付を受けていた場合 ) <input type="checkbox"/> 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 ( 交付を受けていた場合 )	すみやかに	

### 介護保険料を納めている方 (65歳以上の方に限る)

手続き詳細	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
亡くなられた方の介護保険料の精算をいたします。 介護保険料に不足分がある場合は、納付書を発行いたしますので、納付をお願いします (本庁の各支所で受け付けた場合、後日納付書を郵送します。)。また、介護保険料が還付となる場合は、後日、受取口座を登録していただくため書類を送付いたしますので、郵送でお手続きください。 納付書や還付に係る書類は、亡くなられた方の住所地に送付いたしますが、申立により送付先の変更が可能です。	市民生活課 福祉係	○
	問い合わせ先	
	介護保険課賦課徴収係 (本庁舎西棟2階A6番窓口) ☎ 083-231-1138	
手続き・持参するもの	期 限	
●介護保険料の納付 ●送付先の変更	すみやかに	



## 高額介護(予防)サービス費(未支給分)の申立の方

手続き詳細	手続きの可否	
亡くなられた方に未支給となっている高額介護(予防)サービス費があった場合、相続人の方の申立により請求が可能です。高額介護(予防)サービス費(未支給分)の有無については、受付窓口でお調べいたします。	各総合支所	本庁の各支所
	市民生活課 福祉係	○
	問い合わせ先 介護保険課給付係 (本庁舎西棟2階A5番窓口) ☎ 083-231-1139	
手続き・持参するもの	期 限	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高額介護(予防)サービス費(未支給分)の申立</li> <li>□ 相続人であることを証する書類(戸籍謄本、登記事項証明書など)</li> <li>□ 相続人の振込口座確認書類(金融機関の通帳、キャッシュカードなど)</li> <li>□ 相続人の本人確認書類</li> </ul>	介護サービスを利用した月の翌月から2年以内	

## 要介護認定の申請中の方

手続き詳細	手続きの可否	
<p>暫定ケアプランに基づくサービス利用の有無、要介護認定の要・不要について確認させていただきます。</p> <p>認定調査が完了している場合は、認定手続きを継続し審査判定を行うことができます。</p>	各総合支所	本庁の各支所
	市民生活課 福祉係	○
	問い合わせ先 介護保険課認定事務係(本庁舎西棟2階A4番窓口) ☎ 083-231-3184	
手続き・持参するもの	期 限	
受付窓口にお知らせください	すみやかに	

## 5. こどもに関する手続き

### 保育園に通われている方

手続き・持参するもの	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
<ul style="list-style-type: none"> <li>●こどものための教育・保育給付認定変更申請書兼変更届</li> <li>□本人確認書類(運転免許証など)</li> </ul>	×	×
<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育てのための施設等利用給付認定変更申請書兼変更届</li> <li>□本人確認書類(運転免許証など)</li> </ul>	問い合わせ先	
	通われている保育園	
	期 限	
	すみやかに	

MEMO

## 児童手当の支給対象児童または受給者の方

手続き詳細	手続きの可否	
<p>受給者が亡くなり、未支払の児童手当などがある場合には、その分の支払いを請求することができます。(お子さんの口座へ支給されます。) ※亡くなった受給者にかわって児童手当などを受給する方は、改めて新規認定請求の手続きが必要です。</p>	各総合支所	本庁の各支所
	市民生活課 福祉係	○
	<p>問い合わせ先</p> <p>こども家庭支援課給付係 (本庁舎東棟1階C2番窓口) ☎ 083-231-1928</p>	
手続き・持参するもの	期 限	
<p>(児童手当対象の児童の方が亡くなられた場合)</p> <p>●受給事由消滅または減額改定</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者(受給者または配偶者)の本人確認書類</p> <p>    a:申請者本人の顔写真付きの本人確認書類 1種類         マイナンバーカード(個人番号カード)、自動車運転免許証、パスポート など</p> <p>    b:申請者本人の本人確認書類(写真なし) 2種類         健康保険証+年金手帳、健康保険証 住民票の写しなど</p> <p>(児童手当を受給している方が亡くなられた場合)</p> <p>●未支払請求</p> <p><input type="checkbox"/> 支給対象児童の普通預金通帳(中学校修了前までのうち年長となる者の口座)</p> <p>●新規認定請求</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者(新たに児童を監護される方)の本人確認書類</p> <p>    a:請求者本人の顔写真付きの本人確認書類 1種類         マイナンバーカード(個人番号カード)、自動車運転免許証、パスポート など</p> <p>    b:請求者本人の本人確認書類(写真なし) 2種類         健康保険証+年金手帳、健康保険証 住民票の写しなど</p> <p><input type="checkbox"/> 対象の児童と請求者の個人番号確認書類(マイナンバーカードなど)</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者名義の普通預金通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 共済組合員の方は請求者の健康保険証の写し(私立学校教職員共済を除く)</p> <p><input type="checkbox"/> その他(必要に応じて書類を提出していただく場合があります。)</p>	<p>死亡日の翌日から15日以内</p>	

## 5. こどもに関する手続き

### 乳幼児医療費助成、子ども医療費助成を受給している方または受給している方の保護者の方

手続き・持参するもの	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
<b>●資格喪失届</b> <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類 a: 申請者本人の顔写真つきの本人確認書類 1 種類 マイナンバーカード(個人番号カード)、自動車運転免許証、パスポートなど b: 申請者本人の本人確認書類(写真なし) 2 種類 健康保険証 + 年金手帳、健康保険証 住民票の写しなど <input type="checkbox"/> 福祉医療費受給者証	市民生活課 福祉係	○
	問い合わせ先	
	こども家庭支援課給付係 (本庁舎東棟1階C2番窓口) ☎ 083-231-1928	
	期 限	
	すみやかに	

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

## ひとり親(父子・母子) 家庭医療費助成を受給している方・受給している方の保護者の方

手続き詳細	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
新たにひとり親(父子、母子) 家庭になられた方の申請手続きについては、事前にお問い合わせください。	市民生活課 福祉係	○
	問い合わせ先 こども家庭支援課給付係 (本庁舎東棟1階C2番窓口) ☎ 083-231-1928	
手続き・持参するもの	期 限	
<p>●資格喪失届</p> <p><input type="checkbox"/>申請者の本人確認書類</p> <p>    a: 申請者本人の顔写真付きの本人確認書類 1 種類         マイナンバーカード(個人番号カード)、自動車運転免許証、パスポートなど</p> <p>    b: 申請者本人の本人確認書類(写真なし) 2 種類         健康保険証 + 年金手帳、健康保険証 住民票の写しなど</p> <p><input type="checkbox"/>受給者全員の健康保険証</p> <p><input type="checkbox"/>福祉医療費受給者証</p>	すみやかに	

MEMO

## 5. こどもに関する手続き

### 児童扶養手当の支給対象児童または受給者の方

手続き詳細	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
本庁(こども家庭支援課) または総合支所(市民生活課福祉係)のみが窓口になります。手続きでお持ちいただくものがありますので、事前にご連絡ください。	各総合支所	本庁の各支所
	市民生活課福祉係	×
	問い合わせ先	
	こども家庭支援課給付係 (本庁舎東棟1階C2番窓口) ☎ 083-231-1928	
手続き・持参するもの	期 限	
<p>(児童扶養手当支給対象の児童の方が亡くなられた場合)</p> <p>●減額、資格喪失など</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者(受給者)の本人確認書類</p> <p>    a:申請者本人の顔写真つきの本人確認書類 1種類         マイナンバーカード(個人番号カード)、自動車運転免許証、パスポート など</p> <p>    b:申請者本人の本人確認書類(写真なし) 2種類         健康保険証+年金手帳、健康保険証 住民票の写しなど</p> <p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書</p> <p>(児童扶養手当を受給している方が亡くなられた場合)</p> <p>●新規認定請求、未支払請求</p> <p>●未支払請求</p> <p><input type="checkbox"/> 支給対象児童の普通預金通帳(支給対象児童のうち年長となる者の口座)</p> <p>●新規認定請求</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者(新たに児童を監護される方)の本人確認書類</p> <p>    a:請求者本人の顔写真つきの本人確認書類 1種類         マイナンバーカード(個人番号カード)、自動車運転免許証、パスポート など</p> <p>    b:請求者本人の本人確認書類(写真なし) 2種類         健康保険証+年金手帳、健康保険証 住民票の写しなど</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の個人番号確認書類(マイナンバーカードなど)</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者名義の普通預金通帳</p> <p><input type="checkbox"/> その他(必要に応じて書類を提出していただく場合があります。)</p>	すみやかに	

## 母子父子寡婦福祉資金貸付を受けている方

手続き詳細	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
	×	×
	問い合わせ先	
本庁(こども家庭支援課)のみが窓口になります。手続きでお持ちいただくものがありますので、事前にご連絡ください。	こども家庭支援課 相談支援係 (本庁舎東棟1階C3番窓口) ☎ 083-231-1358	
	手続き・持参するもの	
<b>●届出</b> <input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類 届出者本人の顔写真付きの本人確認書類 1 種類 マイナンバーカード(個人番号カード)、自動車運転免許証、 パスポートなど	期 限	
	すみやかに	

MEMO

## 6. 障害福祉に関する手続き

### 障害福祉サービス受給者証をお持ちの方

手続き・持参するもの	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
●受給者証の返却	市民生活課 福祉係	○
	問い合わせ先	
	障害者支援課支援係 (本庁舎西棟2階A1番窓口) ☎ 083-231-1920	
	期 限	
	すみやかに	

### 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方

手続き・持参するもの	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種手帳の返却</li> <li>●福祉医療費受給者証の返却(お持ちの方)</li> <li>●福祉タクシー券の返却(お持ちの方)</li> <li>●やまぐち障害者等専用駐車場利用証の返却(お持ちの方)</li> <li>●NHK放送受信料減免状況の確認(減免を受けている方)</li> </ul>	市民生活課 福祉係	○
	問い合わせ先	
	障害者支援課給付係 (本庁舎西棟2階A1番窓口) ☎ 083-231-1917	
	期 限	
	すみやかに	



## 次のいずれかを受給している方

### 特別障害者手当、障害児福祉手当、(経過的)福祉手当、特別児童扶養手当

手続き詳細	手続きの可否	
	<p>本庁(障害者支援課)または総合支所(市民生活課福祉係)のみが窓口になります。</p> <p>手続きでお持ちいただくものがありますので、事前にご連絡ください。</p>	各総合支所
市民生活課福祉係		×
問い合わせ先		
手続き・持参するもの	期 限	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●資格喪失</li> <li>●未支払手当請求</li> </ul>	すみやかに	
問い合わせ先		障害者支援課給付係 (本庁舎西棟2階A1番窓口) ☎ 083-231-1917

## 障害者扶養共済制度に加入している方

手続き詳細	手続きの可否	
	<p>本庁(障害者支援課)または総合支所(市民生活課福祉係)のみが窓口になります。手続きでお持ちいただくものがありますので、事前にご連絡ください。</p>	各総合支所
市民生活課福祉係		×
問い合わせ先		
手続き・持参するもの	期 限	
●年金受給者死亡届	すみやかに	
問い合わせ先		障害者支援課給付係 (本庁舎西棟2階A1番窓口) ☎ 083-231-1917

## 7. 税金に関する手続き

### 市県民税を納めている方

手続き詳細	手続きの可否	
	<p>亡くなられた方に未納の税額がある場合は相続人が納税義務を継承することになります。給与や年金から市・県民税が天引き(特別徴収)されている方が亡くなられた場合は、納税通知書を受領する方についてご連絡ください。</p>	各総合支所
市民生活課 税務係		×
問い合わせ先		
	市民税課市民税係 (本庁舎西棟2階B8番窓口) ☎ 083-231-1916	
手続き・持参するもの	期 限	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●来庁された方の本人確認書類</li> <li>●戸籍の写し(納税義務者と来庁された方の関係がわかるもの)</li> </ul>	すみやかに	

手続き詳細

### 市税を口座振替で納めていた方

手続き詳細	手続きの可否	
	<p>本庁(納税課)または総合支所(市民生活課税務係)にご連絡ください。</p>	各総合支所
市民生活課 税務係		×
問い合わせ先		
	納税課収納係 (本庁舎西棟2階B1番窓口) ☎ 083-231-1914	
手続き・持参するもの	期 限	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●今後の納税に関する手続き・納付について(口座振替の変更または廃止など)</li> </ul>	すみやかに	

## 市税の納付が必要な方

手続き詳細	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
本庁（納税課）または総合支所（市民生活課税務係）にご連絡ください。	各総合支所	本庁の各支所
	市民生活課 税務係	×
	問い合わせ先	
	納税課徴収第1・第2係 (本庁舎西棟2階B1番窓口) ☎ 083-231-1170	
手続き・持参するもの	期 限	
●市県民税、固定資産税、軽自動車税などの納付	すみやかに	

## 固定資産税(都市計画税)を納めている方

手続き詳細	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
登記簿上の所有者が亡くなられた場合、相続登記がなされるまでの間における現所有者（相続人など）の申告が必要です。被相続人と現所有者（相続人など）との続柄が分かる戸籍の写しおよび被相続人が下関市外に居住していた場合は被相続人の死亡日が分かる戸籍（除籍）の写しをお持ちください。	各総合支所	本庁の各支所
	市民生活課 税務係	×
	問い合わせ先	
	資産税課償却資産係 (本庁舎西棟2階B4番窓口) ☎ 083-231-1918	
手続き・持参するもの	期 限	
●固定資産現所有者申告書（兼納税義務代表者指定届）の提出 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍の写し	すみやかに	

## 7. 自動車・バイクに関する手続き

### 原動機付自転車・小型特殊自動車(農耕用含む)を所有している方

手続き詳細	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
廃車、名義変更手続きについては内容により窓口が異なりますので事前にお問い合わせください。 ※125CCを超えるバイク、四輪の自動車については、38ページ【市役所以外での主な手続き一覧】に掲載している連絡先へお問い合わせください	市民生活課 税務係	×
	問い合わせ先 資産税課償却資産係 (本庁舎西棟2階B4番窓口) ☎ 083-231-1918	
手続き・持参するもの	期 限	
●廃車手続き・名義変更	すみやかに	

MEMO

## 8. 市営住宅に関する手続き


### 市営住宅にお住まいの方

手続き詳細	手続きの可否	
	<p>総合支所管内にある市営住宅の手続き窓口は総合支所（建設農林（水産）課）になります。手続きのご案内がありますので、事前に本庁（住宅政策課）または、総合支所（建設農林（水産）課）にご来庁またはお問い合わせください。</p>	各総合支所
建設農林（水産）課		×
<p>問い合わせ先</p> <p>住宅政策課市営住宅管理係 （本庁舎東棟2階C1番窓口） ☎ 083-231-4101</p>		
手続き・持参するもの	期 限	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●世帯員の変更（世帯員変更届）</li> <li>●名義人死亡に伴う名義人の変更（市営住宅入居承継承認申請）</li> </ul>	すみやかに	

MEMO

## 9. 空き家に関する手続き

### 空き家および空き家となる見込みの住宅などをお持ちの方

手続き詳細	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
空き家および空き家となる見込みの住宅などに必要な手続き、補助金などについてご案内します。詳細はお問い合わせください。  <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">                           下関市の空き家対策について                     </div> <div style="text-align: center;">                           相続登記について                     </div> </div>	×	×
	問い合わせ先 住宅政策課 (本庁舎東棟2階C2番窓口) ☎ 083-231-1941	
期 限 権利を取得したことを知った時点から概ね3ヶ月以内		

### 家財整理をしたい方

手続き詳細	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
ご親族の方で市の廃棄物処理施設に自ら搬入される場合は、事前にお問い合わせください。	×	×
	問い合わせ先 環境施設課 ☎ 083-252-1943	
期 限 すみやかに		
手続き・持参するもの ●廃棄物搬入承認申請書（各廃棄物処理施設にて記入） <input type="checkbox"/> 搬入車両の車検証 <input type="checkbox"/> 別途、搬入手数料がかかります。		

## 10. 農地に関する手続き

### 農地を所有している方

手続き詳細	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
相続などで農地の権利を取得された方は、届出が必要です。手続きにつきましては、事前にお問い合わせください。	建設農林 (水産)課 豊田は北部支局	×
	問い合わせ先	
	農業委員会事務局 (カラトピア4階) ☎ 083-223-6536 北部支局 (豊田総合支所内) ☎ 083-766-2729	
手続き・持参するもの	期 限	
●農地法第3条の3第1項の規定による届出	権利を取得したことを知った時点から概ね10ヶ月以内	

### 農業者年金について

手続き詳細	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
亡くなられた方が農業者年金に加入していた場合の手続きについては、直接、山口県農業協同組合各支所にお問い合わせください。	×	×
	問い合わせ先	
	お近くのJA	
手続き・持参するもの	期 限	
●農業者年金死亡関係届書の提出	すみやかに	

# 11. 森林に関する手続き

## 森林を所有している方

手続き詳細	手続きの可否	
	<p>相続などで、新たに森林の土地の所有者になられた方は届出が必要です。届出には添付資料が必要となりますので事前にご連絡ください。</p>	各総合支所
建設農林(水産)課		×
<p>問い合わせ先</p> <p>農林水産整備課森林係 (カラトピア4階) ☎ 083-231-1256 各総合支所</p>		
手続き・持参するもの	期 限	
<p>●森林法第10条の7の2第1項の規定による届出</p>	すみやかに	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について



## 12. 上下水道に関する手続き

### 水道の使用名義人の方

手続き詳細	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
水道使用中止の場合は、ご連絡または来局手続きをされないと水道料金などがかかりますのでご注意ください。なお、下関市役所本庁舎西棟3階にも窓口がありますので、ご利用ください。	×	×
	問い合わせ先	
	上下水道局 お客さまサービス課 ☎ 083-231-3117	
手続き・持参するもの	期 限	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●給水中止届</li> <li>●名義変更 必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。</li> <li>●口座変更 市内に本・支店がある金融機関または郵便局の窓口「口座振替依頼書」の提出が必要です。</li> </ul>	すみやかに	

### 下水道事業受益者負担金・分担金を納付中または徴収猶予中であつた方

手続き詳細	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
下水道事業受益者負担金・分担金を納付中または徴収猶予中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、異動の手続きが必要です。	×	×
	問い合わせ先	
	上下水道局 お客さまサービス課 ☎ 083-231-1320 上下水道局 北部事務所 ☎ 083-772-4028	
手続き・持参するもの	期 限	
●下水道事業受益者異動届書の提出	受益者の異動があつた10日以内	

## 13. 墓地に関する手続き

### 市営墓地の使用者（名義人）の方

手続き詳細	手続きの可否	
	各総合支所	本庁の各支所
市営墓地の使用者（名義人）がお亡くなりになられた場合、承継申請をして使用者（名義人）の書換えをしてもらう必要があります。手続きの案内がありますので、生活安全課までお問い合わせください。	×	×
	問い合わせ先 生活安全課施設管理係 （本庁舎西棟3階A7番窓口） ☎ 083-231-1520	
手続き・持参するもの	期 限	
<input type="checkbox"/> 墓地承継申請書 <input type="checkbox"/> 墓園使用許可証（紛失の場合は紛失届） <input type="checkbox"/> 使用者の死亡記事の記載された戸（除）籍謄本（6ヶ月以内のもの） <input type="checkbox"/> 承継者の戸籍謄本（6ヶ月以内のもの）※使用者と承継者の続柄が確認できるもの <input type="checkbox"/> 承継者の本籍が記載された住民票（6ヶ月以内のもの） <input type="checkbox"/> その他の書類が必要になることがあります。 <input type="checkbox"/> 手数料（200円）	すみやかに	

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 改葬（お骨を別の場所へ移動すること）・墓じまいの手続きについて

下関市内の墓地・納骨堂などから他の墓地などへ改葬する時に申請してください。

下関市外にある墓地・納骨堂などからの改葬は、その自治体に問い合わせてください。

### 1 新しい改葬先を確保

改葬先（墓地や納骨堂）の管理者から下記の書類を発行してもらいます。

・受入証明書や使用許可証、受入れ先が確保されていることが分かる書類

### 2 改葬許可申請

(1) 生活安全課から改葬許可申請書を入手し、改葬許可申請書を記入してください。

(2) 現在埋葬（納骨）されている墓地などの管理者から、改葬許可申請書所定欄に証明してもらいます。

(3) 生活安全課へ改葬許可申請書を提出します。

#### ▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書や使用許可証など、受入れ先が確保されていることが分かる書類、本人確認書類（運転免許証など）

#### ▼提出先

生活安全課施設管理係（市役所西棟3階A7番窓口）

### 3 遺骨の取り出し、納骨

遺骨を取り出し、改葬先に改葬許可証を提出し、埋葬（納骨）を行います。

### 4 墓石の撤去

墓石の撤去工事についてはそれぞれの墓地管理者へお問い合わせください。

#### 担当課・問い合わせ先

市民部 生活安全課

施設管理係

☎ 083-231-1520

MEMO

## 亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽおよび、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	すみやかに	年金の各種手続きについては、亡くなられた方の年金受給(または加入)状況により、手続き内容や手続き先が異なります。 【問い合わせ先】 下関年金事務所 ☎ 083-222-5587 (音声案内) 各共済組合

## 亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。  
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	広島国税局下関税務署 ☎ 083-222-3441 (音声案内)
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

MEMO

## 少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	下関警察署 ☎ 083-231-0110
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	下関税務署 ☎ 083-222-3441 (音声案内)
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転(相続)登記など	山口地方法務局下関支局 ☎ 083-234-4000 (音声案内)
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
株式など	<input type="checkbox"/>	名義変更	各証券会社
国債を所有していた方	<input type="checkbox"/>	記名変更・償還金受領	償還金支払場所 または証券保険証書に 記載の郵便局

MEMO

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	各契約会社
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		☎ 0120-15-1515
125CC を越えるバイクおよび普通自動車	<input type="checkbox"/>	名義変更・登録抹消	山口運輸支局 ☎ 050-5540-2073
軽自動車	<input type="checkbox"/>	名義変更・登録抹消	軽自動車検査協会 山口事務所 ☎ 050-3816-3085
県営住宅	<input type="checkbox"/>	入居者死亡に関する 手続き	県営住宅管理事務所 下関支所 ☎ 083-228-0310

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

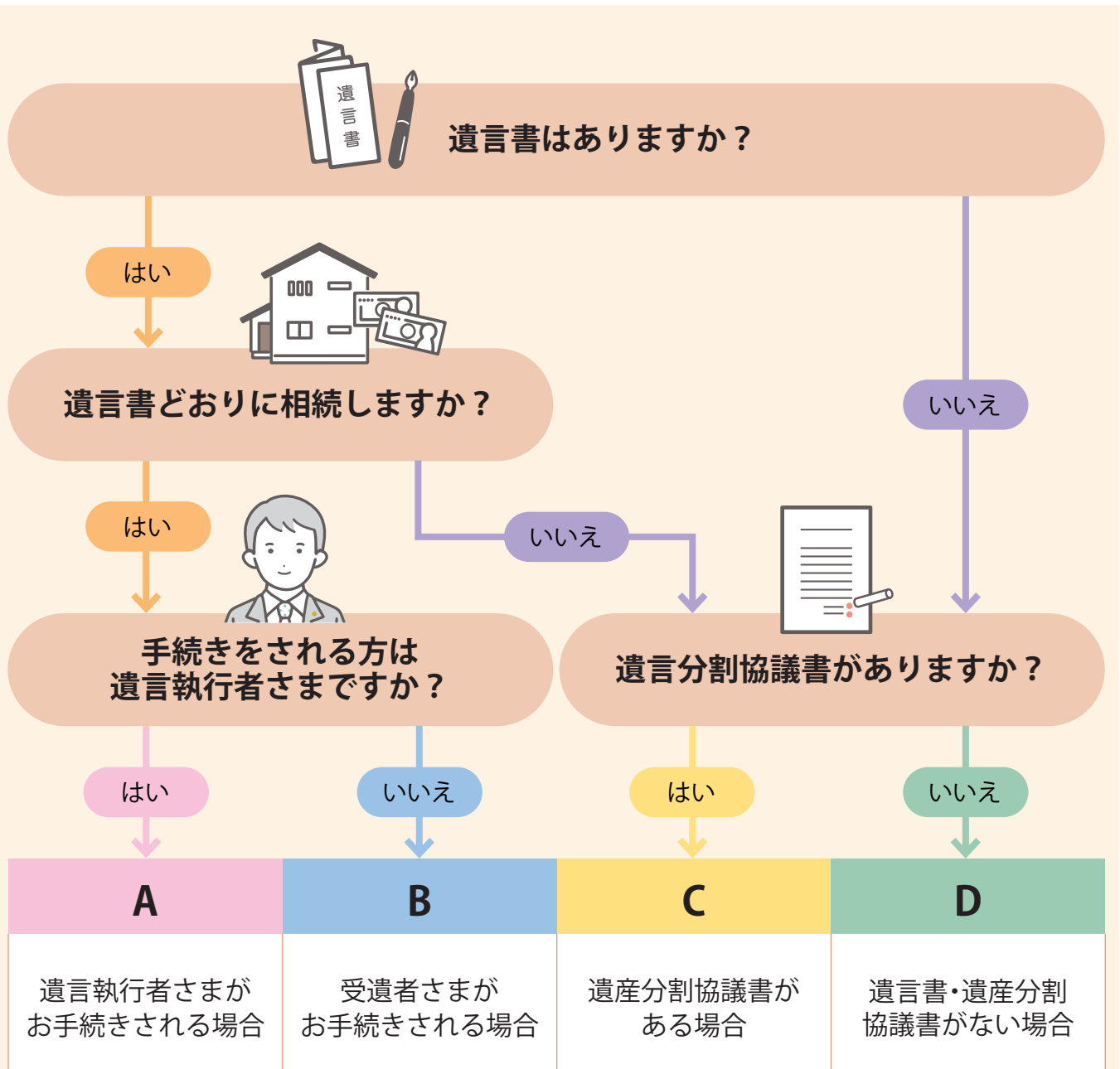
MEMO

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備





## 代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカードなど	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

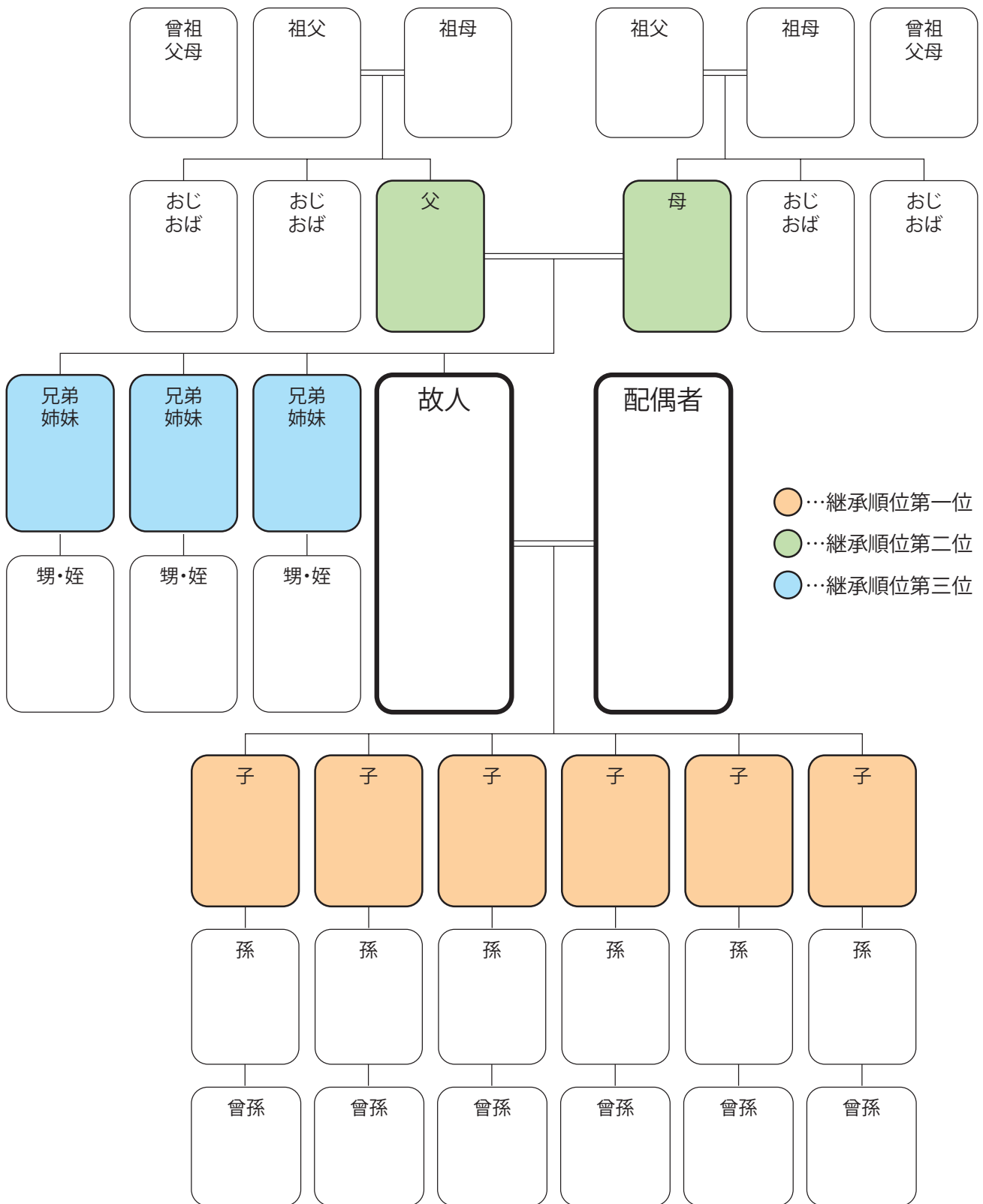
# 家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

# 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

# 法定相続情報証明制度について

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

あなたの手続きを応援します！

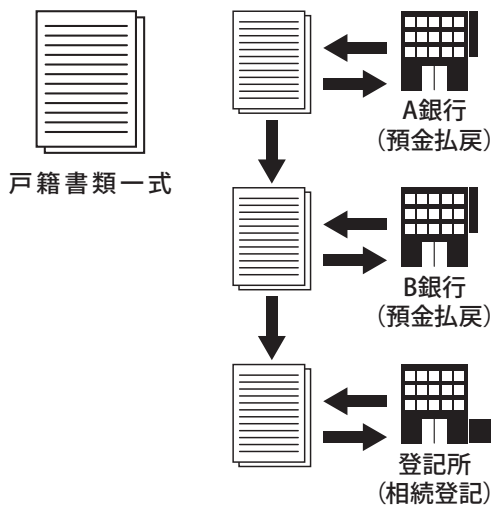
## 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

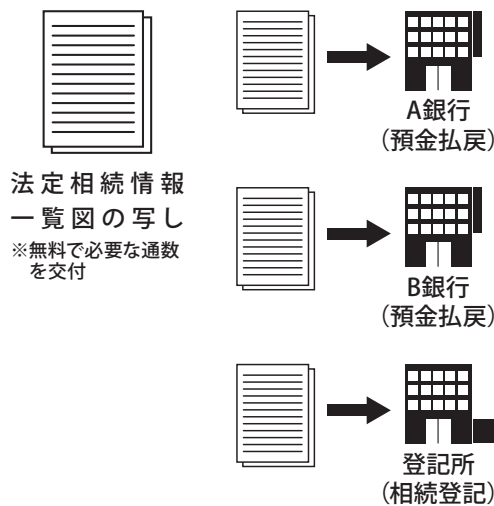
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

#### ① 申出 (法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1および2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ② 確認・交付 (登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



#### ③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

## 山口地方法務局からのお知らせ

ご存じですか？

令和6年4月1日から、

**相続登記が義務化**されました。



- 土地・建物の所有者が死亡した場合、法定相続人は、相続したことを知った日から**3年以内**に相続登記の申請をする必要があります。
- 正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の**過料**が科されることがあります。
- **過去に発生している相続**等も対象となります。  
(義務化から3年以内に登記する必要があります。)

**確認してください！ 登記が必要です！！**

**○土地・建物を相続したが、法務局に登記していない方**

※両親が土地・建物を所有している方は、相続したときに法務局に登記が必要です。

### ●登録免許税の負担軽減措置があります●

- 不動産価格が100万円以下の土地の相続登記や、数次相続が発生している場合の一次相続に係る登記について、登録免許税が免税される場合があります。(令和7年3月31日まで)
- 遺産分割協議がまとまらない場合には、より簡易な手続で相続登記の申請義務を履行したとみなされる「相続人申告登記」という新しい登記が利用できます。  
(令和6年4月1日から)



不動産登記推進イメージキャラクター  
トウキツネ

## 相続 土地国庫帰属制度が始まります

土地を相続することへの負担感が増しており、相続された土地が「所有者不明土地」の予備軍になっています。

**そこで！** 令和5年4月27日から、相続で取得した土地の所有権を国庫に帰属させる制度が導入されました。ただし、対象となる土地には要件があり、法務大臣の承認（法務局の審査）が必要です。

また、審査手数料と、管理のための負担金を納付する必要があります。

※申請及び相談先は、山口地方法務局本局(083-922-2295)になります。

### 相続登記の手続や書式は、こちら ▶

相続登記 法務省



[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00435.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html)

法務省ホームページ



### 相続登記など、各種登記手続について 専門家に相談したい場合は、こちら ▶

山口県司法書士会 相談



<https://www.ymg-sihousyosi.or.jp>

山口県司法書士会ホームページ



円滑な相続登記のため  
**自筆証書遺言書保管制度**を  
ぜひご利用ください！！



### 自筆証書遺言書は法務局に 預けて安心！

自筆証書遺言書は、自ら管理・保管しなければならず、遺言者の死亡後に発見されなかったり、相続人によって改ざんされるなどのおそれがあります。また、家庭裁判所の検認が必要となります。

**そこで！** 法務局で保管することにより、遺言書が発見されなかったり、改ざんされるなどを防ぐことができ、家庭裁判所の検認も不要となります。また、遺言者の死亡後に、指定された相続人等に、遺言書を保管している旨の通知をします。

詳しくはこちらをご覧ください。 ▶▶ 法務省ホームページ



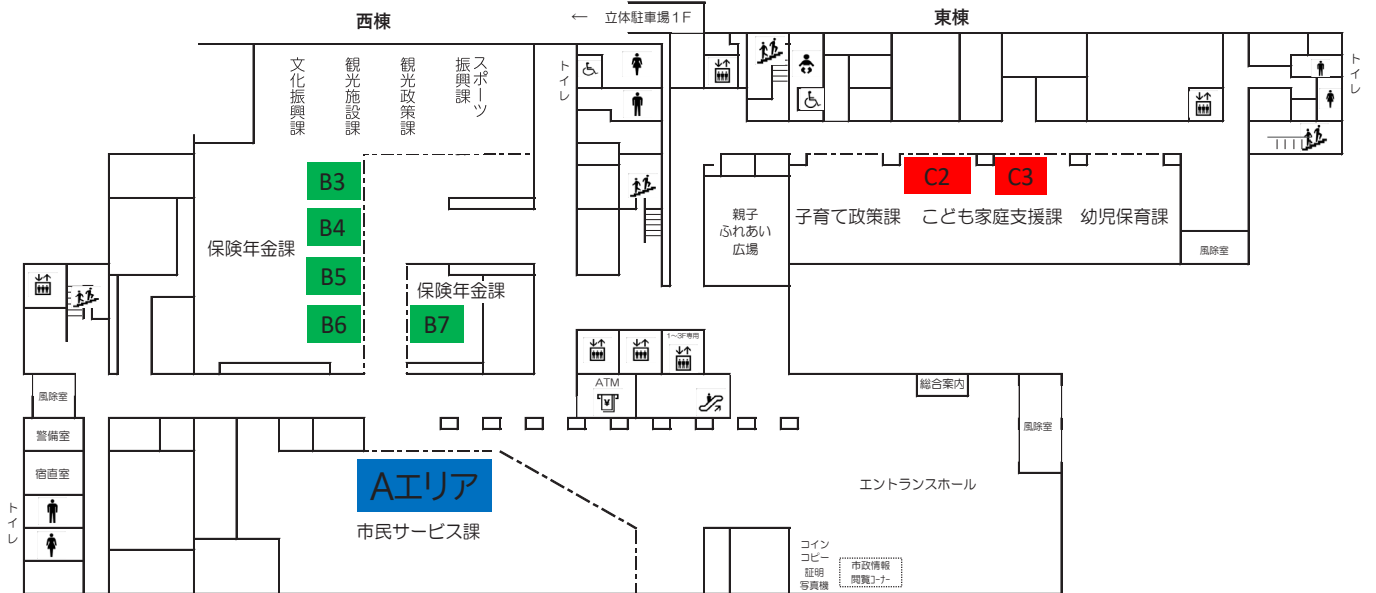
遺言書  
ほかんガルー



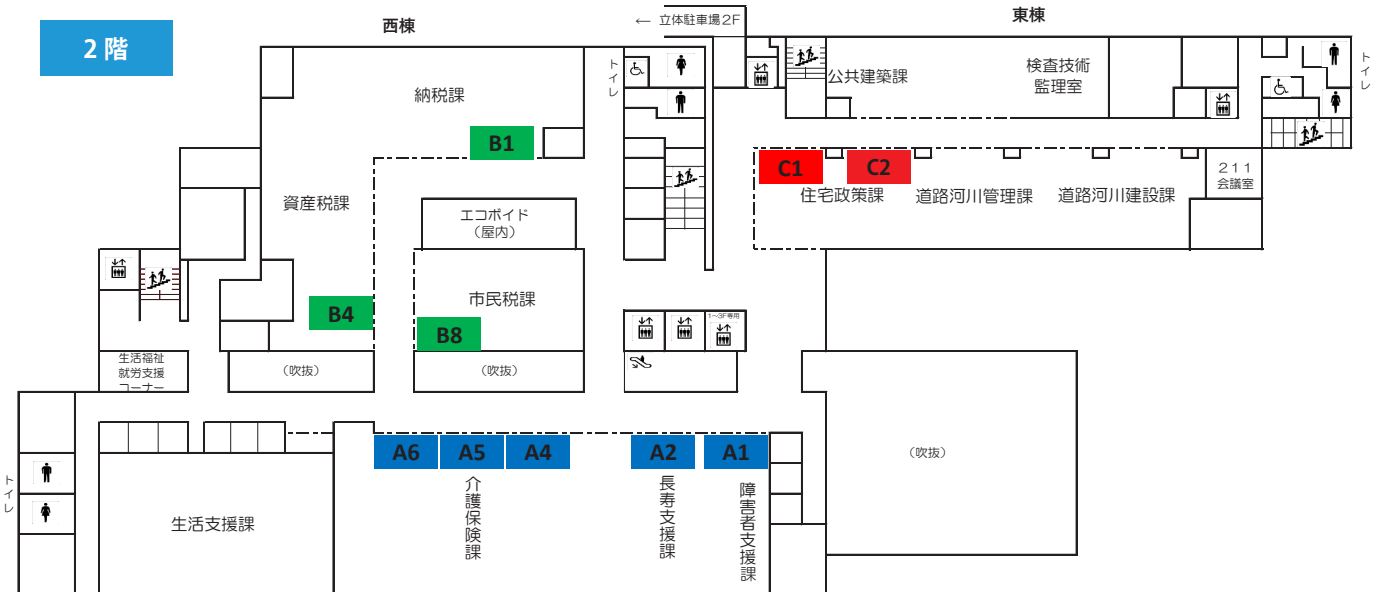
お問合せは：山口地方法務局下関支局（代表 083-234-4000）まで

# フロアマップ

## 1階



## 2階





## 各支所連絡先

### 総合支所

菊川総合支所	下関市菊川町大字下岡枝 1480 番地 1	代表 ☎ (083) 287-1111
豊田総合支所	下関市豊田町大字殿敷 1918 番地 1	代表 ☎ (083) 766-1050
豊浦総合支所	下関市豊浦町大字川棚 6895 番地 1	代表 ☎ (083) 772-0611
豊北総合支所	下関市豊北町大字滝部 3140 番地 1	代表 ☎ (083) 782-0061

### 本庁の各支所

彦島支所	下関市彦島江の浦町一丁目 3 番 1 号	☎ (083) 266-5254
長府支所	下関市長府土居の内町 1 番 6 号	☎ (083) 245-0121
王司支所	下関市王司神田一丁目 9 番 1 号	☎ (083) 248-0211
清末支所	下関市清末陣屋 5 番 20 号	☎ (083) 282-1138
小月支所	下関市小月本町一丁目 7 番 7 号	☎ (083) 282-1120
王喜支所	下関市王喜本町二丁目 15 番 10 号	☎ (083) 282-1165
吉田支所	下関市大字吉田地方 2499 番地	☎ (083) 284-0125
勝山支所	下関市秋根南町二丁目 4 番 33 号	☎ (083) 256-2001
内日支所	下関市大字内日下 1146 番地 5	☎ (083) 289-2011
川中支所	下関市綾羅木本町三丁目 1 番 20 号	☎ (083) 252-1353
安岡支所	下関市安岡駅前二丁目 7 番 1 号	☎ (083) 258-0317
吉見支所	下関市大字吉見下 1533 番地	☎ (083) 286-2511

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.



# 小さな家族葬 下関メモリー

小さくても気持ちのこもったお葬式を。  
家族葬のことなら専門社の下関メモリーへ。



家族葬プラン・御布施込家族葬プラン / 式場収容人数 約20名 ※駐車場:有り

下関メモリーは小さなお葬式を専門としております。誰もが必ず  
迎えなければならない最期のお別れ... 悲しみ、不安や心配が多い  
状況で少しでも安心してご葬儀が出来るようお手伝い致します。

家族葬専用式場 赤間町4-4



下関市役所より  
徒歩 約3分



JR 下関駅より  
車で 約5分

**NEW!**  
新プラン追加  
火葬場へ直送を行う  
シンプルプラン

## 下関エリア限定 7万円

格安安心プラン

税抜 7万円 [税込 7.7万円]

海洋散骨・合同墓・遺品整理・墓じまいのご相談も承ります。

**火葬式プラン 15万円** (税抜)  
貸切安置室にて、お見送りいただくプランです。(税込 165,000円)

**家族葬プラン 25万円** (税抜)  
専用式場にて、通夜・葬儀を執り行うプランです。(税込 275,000円)

生前予約、御見積もりなど、  
年中無休・24時間お受け致します。



083-223-9611

下関メモリー営業事務所  
山口県下関市春日町1-10

# 相続手続きは 専門家にお任せください!

初回相談無料



遺産分割協議書

相続財産調査

法定相続人調査

相続財産の名義変更

司法書士、税理士など幅広いネットワークにて、**ワンストップサービス** ※不動産登記申請は司法書士、相続税等の申告は税理士が行います。



**ライト行政書士事務所**

下関市熊野町一丁目 7-17

ハンドブックを見た  
とお伝えください

Tel 083-250-5162



行政書士  
清水 信夫



# 賀茂島

ご葬儀のご用命は  
「賀茂島」へ

## 賀茂島のこじんまりプラン (登録商標)

葬儀代の支払いで難儀したくない方は、ご利用ください。  
生活支援プランもごございます。

取扱商品：霊柩車・お葬式・生花・仕出し・会葬品・満中陰志・テント・  
お墓・墓じまい・散骨 等

**TEL : 083-286-7050** 24時間受付 (年中無休)



〒759-6531  
下関市吉見本町 2丁目 6-31  
FAX : 083-286-4409  
<https://kamoshima.info/>



T2810352425025  
(一社) 山口県トラック協会会員 (平成10年より)  
(一社) 全国霊柩車自動車協会会員 (平成11年より)



妙寺斎場 下関市大字永田郷 131-1

下関市に関する「お片付け・お掃除」のお悩み一掃いたします。  
**地元密着**の株式会社ハウスクリーニング・シマノにお任せください。

遺品整理

お家の清掃

リフォーム

ゴミ屋敷のお片付け

クリーニング

まずはお気軽にお問い合わせください。

故人様やご家族の想いに寄り添って、  
ご遺品の整理やお片付けをいたします。

**地元の事業者**だからこそその**細かなフォロー**をお約束します。

見積もり  
無料

株式会社ハウスクリーニング・シマノ

〒750-0061 山口県下関市上新地町 1-7-16  
E-mail : [housecleaningshimano@outlook.jp](mailto:housecleaningshimano@outlook.jp)

**083-231-0975**

営業時間 8:30 ~ 17:30 (年中無休)



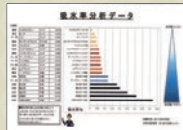
お墓になじみのない方でも、

お墓・納骨・供養についての心配ごとにお応えします！  
**タイシンの「お墓の終活サポート」**

# お墓のことがよくわかる展示場です。

**デザインのことがよくわかる**  
 各展示場に総計50基以上を常設。

**石のことがよくわかる**  
 使用石材については  
 JIS規格吸水率分析結果が  
 ご覧いただけます。



本社展示場

**建立実例も**  
 ご覧いただけます  
 ホームページでも  
 ご覧いただけます。



●アフターケアも万全！



本社工場

工場完備！  
 さらに お引渡し後に  
**「保証書」**  
 (10年保証)  
 ※当社規定に準ずる



## お墓のことで迷われている方々に様々な選択肢をご提案します

墓地からお探しの方

### 「墓地墓石」セットプラン

下関中央霊園向い  
**光和メモリアル  
 ガーデン**

墓地+墓石

**57.7万円** (税込) ~



霊園写真A区



霊園写真T区

指令生活衛生第3号の1の5

その他墓地ご案内致します

綾羅木・棕野・小月・菊川・豊浦 他

将来お墓や供養にご不安のある方

### 「永代供養付」プラン

※永代供養料も含まれています

**墓石**

合祀せず、ずっと石碑のまま  
 お守りします。

**96万円** (税込) ~



**納骨堂**

■合葬タイプ

■個葬タイプ

お骨1体につき **5.5万円** (税込) ~

お骨1体につき **13.2万円** (税込) ~

**樹木葬**

お墓の建立から撤去・合祀まで  
 生前にご契約できる  
 安心プランです。

**60万円** (税込) ~



「お墓の終活サポート」ホットライン

**0120-143-143**  
 いしやさん いしやさん



株式会社

**泰進**

下関市長府扇町10-30

TEL (083)248-3331 (代)

ホームページ毎月更新！

検索サイトから 墓石のデパート

検索

<http://www.taishin-trading.com/>

# 不動産の お悩み ご相談ください！

無料  
相談

秘密  
厳守

無料  
査定

こんなお悩みはありませんか？

- ・相続する不動産を売却したい。
- ・相続する不動産を賃貸や駐車場で活用したい。
- ・今はそのまま、管理だけしてほしい。
- ・とりあえず、売却金額を査定してほしい。

ご相談、査定は全て無料で行います。

## ご存じですか？

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日より施行されました。空き家のある市区町村から「管理不全空家」や「特定空家」としての指導を受け、それに従わずに勧告を受けると固定資産税等の軽減措置（住宅用地特例）が受けられなくなります。

お問合せは、☎ **083-249-5200**（担当 植野）

きっと見つかる素敵なお部屋！

## アイリスホーム株式会社

山口県知事（2）第3454号 所属団体 公益社団法人全日本不動産協会／公益社団法人不動産保証協会

〒750-0013 山口県下関市入江町2-15

営業時間 9:30～18:30 定休日 毎週水曜日 第1火曜日 第3日曜日

FAX 083-249-5520 e-mail iris@irishome.co.jp HP <https://www.irishome.co.jp>



HPはこちら



LINEはこちら



下関市で家族葬 ご葬儀・葬式は

# 下関サールナート 楠乃会館

宗派・規模に関わらず心に残る葬儀をプロデュース

全斎場 ご見学・事前相談承り中

事前に葬儀内容の比較確認をする事をお勧めします。

ご希望に合わせて  
**選べる**  
多彩なプラン

人数 ご予算  
内容 場所

礼服(男性用/女性用) 貸衣装 無料  
ご遺体用 冷蔵庫あります

～火葬のみのプラン～ 式はおこなわず 火葬をおこないます。

火葬式+散骨 **13**万円(税込)  
火葬式+納骨(合掌の塔) **15**万円(税込)

◆寝台車(車庫から10km) ◆御棺 ◆骨壺・骨箱  
◆ドライアイス ◆役所の手続き代行

記載以外にも様々なプランがございます

### 会員募集～蓮華の会～

入会金 年会費 積立金 **無料**

会員様専用のお得なお葬式プランや香典返し、割引特典がご利用いただけます。ぜひご入会ください。お申込はお電話またはご来館にて!

お葬式はしないけれど、お坊さんにお経をあけてもらいたい、そのような方におすすめです。

### 勝谷斎場(一日葬) お布施付きプラン

◆寝台車(車庫から10km) ◆ご安置 ◆御棺  
◆骨壺・骨箱 ◆ドライアイス ◆僧侶による読経  
◆お布施含む ◆役所、火葬場の手続き代行  
◆会館使用料 ◆霊柩車(葬儀場～火葬場)  
◆運営スタッフ  
※当社ご紹介のお寺様に限りです。



本館

最大100席 家族葬 一般葬  
所在地 山口県下関市楠乃4丁目237-1

別館

最大25席 家族葬専用 一般葬  
所在地 山口県下関市楠乃4丁目237-1

### 斎場案内 小月斎場

所在地 山口県下関市大字小月町2665  
TEL 083-242-0194



最大10席 家族葬専用 一日葬  
所在地 山口県下関市勝谷新町1丁目12-16



最大30席 家族葬専用  
所在地 山口県下関市後田町1丁目13-18

### 遺品買取

いろいろ相談いたします!

宝石 家電 家具 食器 什器 衣類 車 バイク

### 遺品整理

ご指定の場所まで片付けに  
お伺いします

お葬式のご用命は

## 楠乃会館 ☎083-250-6602

所在地:下関市楠乃4丁目237-1 【古物商許可番号】第741241000744号



会員様価格

# 25

万円(税込)

無縁墓になる前に…

## 墓じまい

ご家族に代わり丁重に墓じまいをさせていただきます

確かな実績

解体 + 運搬 + 処理

洋風墓 **9.9**万円(税込)~

和風三段墓 **19.8**万円(税込)~



### 納骨までの遺骨一時預かり

当社にて葬儀をされた方限定で、遺骨一時預かりを致します。詳しくはお問い合わせ下さい。

自然に還る 6価クロム処理

# 散骨 27,500

円(税込)

仏壇・神棚も処理致します

新下関墓苑内永代墓

## 合掌の塔

遺骨の管理・処理・引越等ご相談ください

【名称】新下関墓地  
【所在地】下関市大字秋根片山20-1  
【許可番号】下関市指令保生墓 第1001号

お墓・納骨  
などの  
ご用命は

株式会社  
プロデュース長府

# ☎0120-86-3230

# 相続についての ご相談は

## 私たちにお任せください



相続税がかかるか知りたい

何をいつまでにすればいい？

生前にできることはある？

遺言書はどうすればいい？



突然訪れる様々なお悩みに  
お客様に寄り添って、全力でご対応いたします

45年  
以上の  
実績

他士業  
との連携

生前対策  
のご提案

経営承継  
ご相談

お気軽にお電話ください



MIRAI  
税理士法人 未来

こちらから  
ホームページは



【熊野事務所】山口県下関市熊野西町6番5号

☎083-255-1515

【貴船事務所】山口県下関市貴船町1丁目5番12号

☎083-234-5345

営業時間：9:00～17:30 定休日：土・日・祝日(事前のご予約で定休日でもご対応が可能です)

# 相続に関するお悩みは 弁護士法人ラグーンへ

初回相談  
無料

相続手続き全般

相続人調査

他士業との  
連携あり

遺産分割

遺言書作成など



あなたの「困った」を  
当事務所がサポートいたします



弁護士法人ラグーン  
Lagoon Law Office

山口県弁護士会・福岡弁護士会所属 職員数25名（弁護士11名 事務職員14名）

■ 本店 〒750-0006 山口県下関市南部町 2-7

■ 黒崎支店 〒806-0021 福岡県北九州市八幡西区黒崎 3-2-2  
菅原第二ビルディング4階-A号室  
☎ 093-482-5536

<https://wakamatsu-law.com/>

☎ 083-234-1436 

受付時間／平日 9:00～18:00 土日祝 10:00～17:00

■ 土日祝日も対応可能 解決に向け全力でサポートさせていただきます。

■ プライバシーの厳守 ご相談された個人情報はもちろん丁寧に扱います。

■ 弁護士11名在籍

平均年齢の若い11名の弁護士が在籍しております。  
相続に関する相談実績は約1200件以上 ※2023年時点



発行 下関市

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2024年4月

